（公印省略）
宍健高第970号
令和7年2月14日

単位老人クラブ会長　各位

宍粟市長　福　元　晶　三

老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金に係る令和６年度実績報告書及び令和７年度交付申請書等の提出について（ご依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、高齢者福祉行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、別添のとおりご案内いたしますので、必要事項を記入のうえ、期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、本書類は令和６年度の会長様にお送りしております。令和７年度に会長様が交代される場合は本書類の引継ぎもしていただきますようお願いいたします。

記

1　提出書類及び提出期限

●令和６年度 補助金実績報告書類（ピンク色の表紙）

※令和６年度の会長様の氏名でご作成ください【押印は不要です】

〇補助事業等実績報告書（p. 1）
〇令和６年度単位老人クラブ事業実績調書(p. 2～3)
〇令和６年度単位老人クラブ収支決算書(p. 4)

実績報告書（ピンク色表紙）の提出期限：令和７年４月７日（月）

●令和７年度 補助金交付申請書類（黄色の表紙）

※令和７年度の会長様の氏名でご作成ください【押印は不要です】

〇補助事業等交付申請書（p. 1）
〇役員等名簿（p. 2）
〇令和７年度単位老人クラブ実態調査票（p. 3）
〇令和７年度単位老人クラブ事業実施計画書（p. 4～5-1、5-2）
※令和６年度のクラブの年会費収入がわかる書類を添付（独自様式で可）
〇令和７年度単位老人クラブ収支予算書（p. 6）
〇補助金等請求書
※補助金の振込口座の名義と番号がわかる部分の通帳のコピーを添付
〇会則のコピー　※令和７年度から名称を変更した場合のみ

交付申請書（黄色表紙）の提出期限：令和７年５月７日（水）

【提出先は裏面に記載しています】

2　提出先及び問合せ先　※各地区の窓口にお願いします（平日８：30～17：15）

山崎地区・・・高年福祉課 高年福祉係

〒671-2573　山崎町今宿 5-15（宍粟市役所北庁舎１階）

ＴＥＬ：６３－３１６０　　ＦＡＸ：６３－３１７５

一宮地区・・・一宮保健福祉課 保健福祉係

〒671-4292　一宮町安積 1347-3（一宮市民協働センターいちのぴあ）

ＴＥＬ：７２－２１００　　ＦＡＸ：７２－２１１０

波賀地区・・・波賀保健福祉課 保健福祉係

〒671-4221　波賀町上野 257（波賀市民協働センターはがてらす）

ＴＥＬ：７５－８８００　　ＦＡＸ：７５－２４１５

千種地区・・・千種保健福祉課 保健福祉係

〒671-3223　千種町室 1060-1（保健福祉センターエーガイヤちくさ）

ＴＥＬ：７６－８６００　　ＦＡＸ：７６－８１１０

3　老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金について

(1)　補助事業の内容及び補助金額

① 助成事業　　@3,500×12 月（活動月数）＝42,000 円（満額）

② 活動強化推進事業

@3,500×12 月（活動月数）＝42,000 円（満額）

@500×12 月（活動月数）＝ 6,000 円（満額）

補助金額合計　　90,000 円（満額）

(2)　補助対象経費

活動の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費で市長が必要と認めた経費

※ただし、「単なる娯楽事業」、「団体加入以外の保険料」、「個人の利益となるような物品等に係る経費」は補助対象経費とする事業及び経費から除きます。

4　その他

(1)　各様式は宍粟市のホームページに掲載する予定です。

(2)　市役所のコピー機を私用目的（クラブ保管用としてコピーする場合も含む）で使用する際には、1 面につき 55 円の手数料をいただくことになりますので、来庁される前にコピーをしていただく等のご協力をお願いします。

(3)　令和７年度については、令和６年度からの補助金基準額及び補助メニューの変更はありません。